

「任意後見制度」 と 「死後事務委任契約」

将来判断能力が低下したときに備えて自分の財産を管理する人をあらかじめ決めておく「任意後見制度」と、自分の死後のさまざまな事務手続きを委任しておく「死後事務委任契約」について、そのしくみや利用の仕方を行政書士が寸劇を交えて分かりやすくお伝えします。



◆日時：令和5年 **3月8日** (水)

13:30~15:30 ※13:00 開場・受付開始

◆会場：総合福祉センターあいトピア 多目的ホール（豊橋市前畑町115番地）

◆講師：（一社）コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部

※全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの愛知県支部です。

◆定員：50名 ※事前申し込みが必要です（先着順）

◆参加費：無料

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

豊橋市成年後見支援センター TEL. 0532-57-6800

〒440-0055 豊橋市前畑町115番地 総合福祉センターあいトピア内

